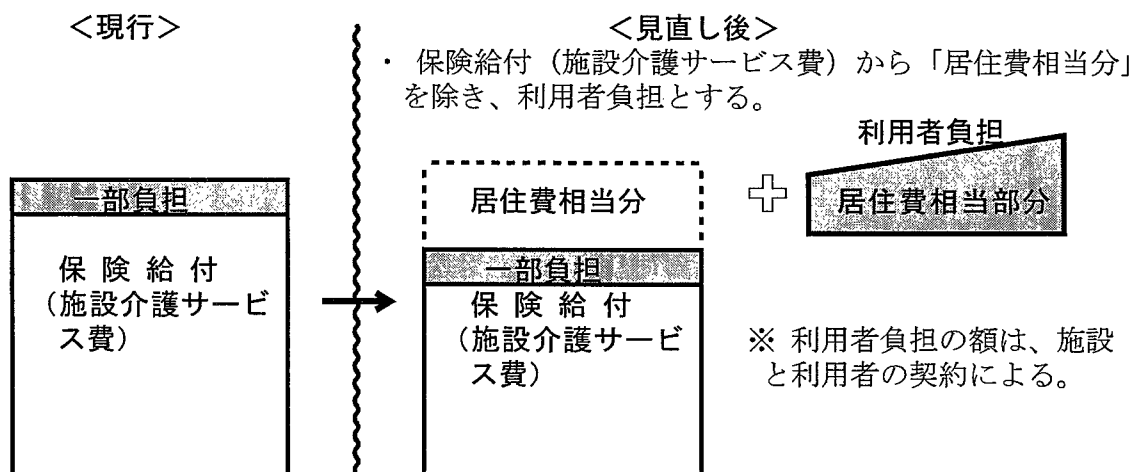


施設給付等の見直しについて (平成17年10月1日施行)

- 介護保険法改正に伴い、介護保険施設等について、
- (1) 居住費及び食費を保険給付の対象外するとともに、
 - (2) それに関連して介護報酬の見直しを行う。
 - (3) ただし、低所得者については、「負担上限額」を設定し、介護保険から一定の補足給付を行う。

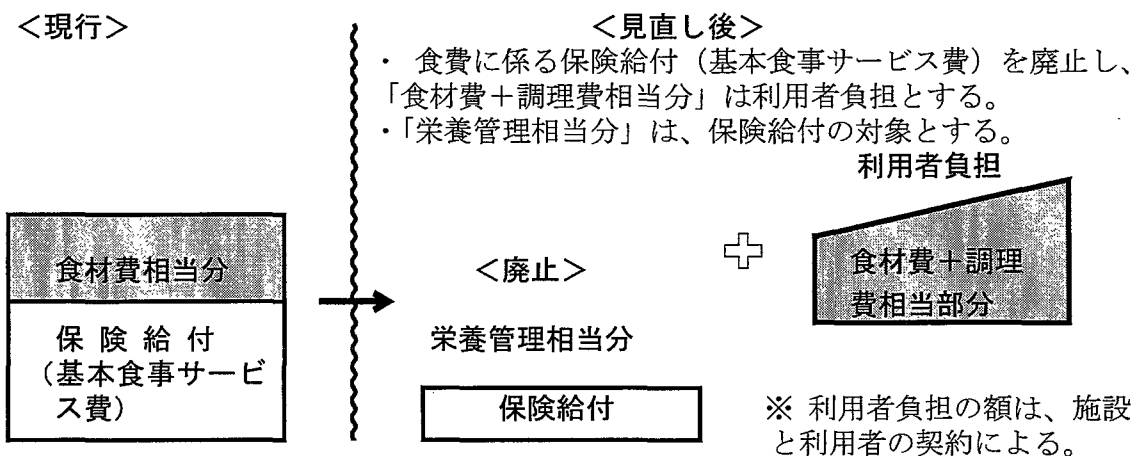
1. 居住費について

- 介護保険施設入所者（短期入所を含む）について、「居住費相当分」を保険給付（施設介護サービス費）から控除し、利用者負担とする。



2. 食費について

- 介護保険施設入所者（短期入所者を含む）の「食費」に係る保険給付（基本食事サービス費）及び通所サービスの「食事提供加算」を廃止し、これに伴い「食材費＋調理費相当分」は利用者負担とする。
- ただし、「栄養管理相当分」は、その在り方を見直した上で、保険給付の対象（「施設介護サービス費」に加算）とする。



3. 利用者負担について

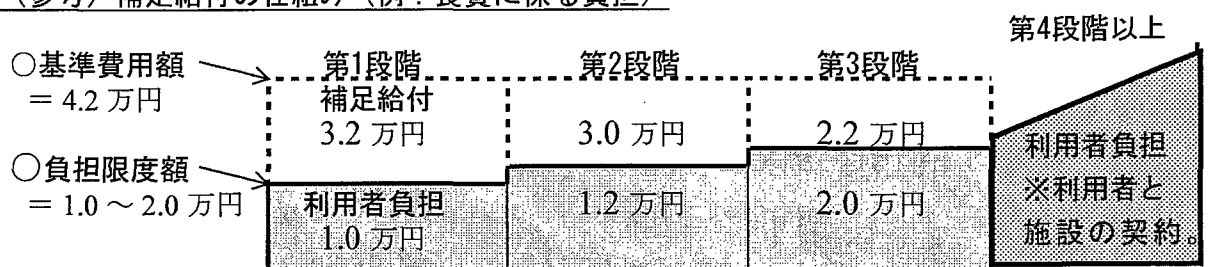
- 居住費及び食費に係る利用者負担額は、「利用者との施設との契約」によって決められる。これについては、適正な手続きの下での合意を確保する観点から、ガイドラインを策定する。
- 低所得者については負担上限額を設定し、介護保険から一定の「補足給付」（「特定入所者介護サービス費」の支給）を行う。

＜利用者負担の変化と補足給付の仕組み＞
補足給付の対象者

利用者の所得段階	第1段階 (生活保護受給者)	第2段階 (年金 80 万円以下)	第3段階 (年金 80 万円超 266 万円以下)	第4段階以上 (年金 266 万円超)
特養多床室ケース 利用者負担計	月 2. 5万円 (現行と同じ)	月 3. 7万円 (負担を軽減)	月 5. 5万円 (負担上昇を抑制)	月 8. 1万円※
従来の負担額	2. 5万円	4. 0万円	4. 0万円	5. 6万円
入所者割合	20%	25%	38%	16%

※ 第4段階以上の入所者の「居住費」と「食費」は、利用者との施設との契約によるため、ここでは標準的な負担額を示している。

(参考) 補足給付の仕組み (例: 食費に係る負担)



<参 考>

財政影響

○ 平成17年度予算ベース (平成17年10月施行)

- ・介護保険給付費 ▲1,300億円
(うち国費) (▲400億円)

○ 平年度ベース

- ・介護保険給付費 ▲3,000億円 (▲5%)
(うち国費) (▲1,000億円)

・介護保険料 (※) への影響 1月あたり 平均▲200円

※平成18～20年度の第3期事業運営期間ベースで計算した場合

(参考) 特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6	8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.2	(利用者と施設の契約により設定)

(参考) 標準的なケース

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、

(1) 利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、

(2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による減免措置を適用し、

その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護老人保健施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.9	3.3	-	2.6	8.3 (13.0)	3.1 (2.8)	1.0 (6.0)	4.2	(利用者との施設の契約により設定)

- 注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合
 注2) 要介護5・甲地のケース
 注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。
 注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。
 注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。
 注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護療養型医療施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	利用者負担の上限を設定
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	6.3	3.7	-	2.6	8.9 (13.9)	3.7 (3.7)	(利用者と施設の契約により設定) (参考) 標準的なケース 1.0 (6.0)		

- 注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合
 注2) 要介護5・甲地のケース
 注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。
 注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。
 注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。
 注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費に関する
食費及び居住費(滞在費)の基準費用額及び負担限度額

特別養護老人ホーム

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従 来 型 個 室	1,150	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従 来 型 個 室	320	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従 来 型 個 室	420	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従 来 型 個 室	820	
多 床 室	320	

介護老人保健施設

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

介護療養型医療施設

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,150	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	320	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	420	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	820	
多 床 室	320	

短期入所療養介護

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	